

令和2年1月27日

第1回加須市農業委員会総会議事録
(公開用)

加須市農業委員会

第1回 加須市農業委員会総会議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可を必要とする買受適格証明願について

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議案第4号 農地法第5条の規定による許可を必要とする買受適格証明願について

議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項に係る農用地利用集積計画（中間管理機構分）の決定について

議案第7号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に係る農用地利用配分計画の決定について

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書について

報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書について

報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知書について

招集年月日	令和2年1月27日				招集場所	加須市役所 5階 503会議室			
開会の日時	午後2時30分				閉会の日時	午後4時25分			
会長	小 倉 和 夫				職務代理	野 川 良 翁			
議席	委員氏名	出	欠	議席	委員氏名	出	欠		
1	岡 島 敏 雄	○		9	塩 崎 博	○			
2	江 森 正	○		10	山 岸 和 男	○			
3	坂 本 君 夫	○		11	田 島 啓 司	○			
4	野 口 悦 夫	○		12	野 川 良 翁	○			
5	関 口 政 司	○		13	小 倉 和 夫	○			
6	矢 島 征 雄	○		14	早 川 初 男	○			
7	遠 井 勝	○		15	柳 田 浩	○			
8	栗 原 光 夫	○							
					加須市農業委員会事務局				
					局 長 細 田 悟				
					次 長 小 川 修 一				
					主 幹 正 能 光				
					主 幹 新 井 昌 典				
					主 査 落 合 高 雄				

開会 午後 2時30分

○局長（細田 悟君） 「あいさつ さわやか かぞのまち」、皆さん、こんにちは。

定刻になりましたので、ただいまから総会を始めさせていただきます。

それでは、野川職務代理より開会のご挨拶をお願いいたします。

○職務代理（野川良翁君） 皆さん、こんにちは。

令和2年になりまして初めての総会ということでございますので、明けましておめでとうございます。ことしもよろしくお祈りいたします。

令和元年はですね、本当に災害の多い年でございます。令和2年は平穏な年になったらですね、ただそれだけをお祈りしたいと思います。

それでは、令和2年第1回加須市農業委員会総会を開会といたします。よろしくご協力をお願いいたします。

○局長（細田 悟君） ありがとうございます。



◎会長挨拶

○局長（細田 悟君） 続きまして、小倉会長にご挨拶をお願いいたします。

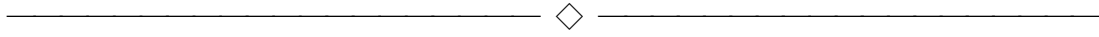
○会長（小倉和夫君） 改めまして、明けましておめでとうございます。本年も引き続きよろしくお祈り申し上げます。

先ほど野川職務代理のほうからお話しがあったとおり、令和になって急にね、災害が多かったかなというのが去年の印象なんですけれども、去年あったから今年は大丈夫じゃないかという気持ちもそこに持ってないと、やっていけない部分があります。

特に、加須市におきましては、去年は中間管理事業の大幅なその推進というか、本当に農業委員さん、推進委員さんのご努力によりまして、各地区で進んでいるという現状でございまして、埼玉県で一番達成できている、集積・集約が進んでいるということで高く評価されているわけなんですけれども、その分、推進委員さんの皆さんを初め、本当にほかの業務と重なるといふか、地域と色々な接触をしながら多くの時間を費やしていただいていることに対して、まず厚く御礼を申し上げたいと思います。引き続き、各地域がそれぞれの農業分野におきましてはいろいろな面で進んでいくように、これからも努力したいと思いますけれど

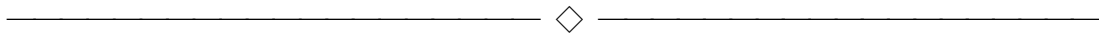
も、皆さん方の絶大なるご協力によりまして農業委員会の業務がスムーズに進みますこと、
まずご祈念申し上げ、新年のご挨拶といたします。

○局長（細田 悟君） ありがとうございます。

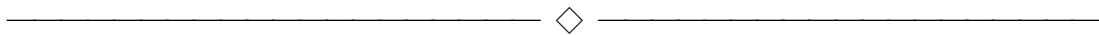


◎出席委員数の報告

○局長（細田 悟君） 本日の総会でございますが、現在、委員15名全員に出席をいただ
いておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、本日の総会が
成立していることをご報告申し上げます。

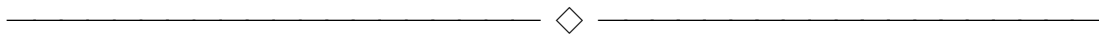


○局長（細田 悟君） それでは、早速議事に入らせていただきます。
以降は、小倉会長に議長をお願いいたします。



◎開会の宣告

○会長（小倉和夫君） それでは、よろしく願いいたします。



◎総会議事録署名委員の指名

○会長（小倉和夫君） 日程第1、総会議事録署名委員の指名を行います。

総会議事録署名委員に

4番 野 口 悦 夫 委員

5番 関 口 政 司 委員

両委員さんを指名いたします。



◎議案第1号の上程、説明、質疑、採決

○会長（小倉和夫君） 日程第2、議案第1号「農地法第3条の規定による許可を必要とする買受適格証明願について」の2件を議題といたします。

初めに、1番の大桑地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。位置図の1ページをご覧ください。

当該農地は、譲受人の差押物件で債権者となっており、裁判所から競売を実施する物件となっております。その買受申出に必要な買受適格証明願について、今後、農地法第3条の許可を必要とするため、申請者が適格者か否かを判断するもので、必要添付書類が整えられております。

なお、申請人は競売物件を買受けて、水稻の耕作をする計画となっております。

また、申請人は現在、115aを耕作しており、農機具保有状況、ほ場までの距離等からも問題はないと思われまますので、ご審議のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○4番（野口悦夫君） 4番、野口です。

1月18日、推進委員の野本さん、川島さんと3人で、申請者の さん宅を訪れ、また現地を見てまいりました。その現地につきましては、 の土地改良区内でパイプラインのある土地でございます。また、 さん宅で、農機具の関係で納屋を見せていただきましたが、一式そろっておりまして、この買受適格に適合すると判断してまいりました。ご審議のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

1番について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定いたします。

次に、2番の高柳地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。位置図の2ページをご覧ください。

当該農地は、加須市の差押物件で、加須市が入札による公告公売物件でございます。その入札要件として、買受適格者である証明は、農地法第3条の許可が必要であるため、申請者が適格者か否かを判断していただくもので、必要添付書類が整えられております。

申請人は現在、239aを耕作しており、購入後は豆、芋等を耕作する予定で、農機具保有状況、ほ場までの距離等からも問題はないと思われまますので、ご審議のほどよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○7番（遠井 勝君） 7番の遠井でございます。

先ほど事務局のほうからご案内いただきましたとおり、競売申請に伴う入札の否かという形でございます。現地は 地区ではございますが、入札希望者は、これは というんですかね、直接本人とはお会いしてませんけれども、競売の内容についてちょっと確認を、ベテランの江川推進委員に確認したところ、 氏と江川さんは知り合いだということで、意思確認は江川さんを介して確認しております。内容につきましては、場所的には昨年まで水稻を作付けしていましたが、これの競売の物件の内容につきましては、立地条件も場所的に白地第2種農地として判断されるような感じなので、ただ、申出人が大豆を作付けするというのでございますので、適格条件については何ら支障なく、本件は許可相当と判断いたしてまいりました。よろしくご審議いただきたいと思ひます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

2番について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定いたします。



◎議案第2号の上程、説明、質疑、採決

○会長（小倉和夫君） 次に、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」の7件を議題といたします。

初めに、1番の水深地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。本案件は、売買による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

譲渡人は経営規模縮小のため、譲受人は経営規模拡大のため、今回の申請となっております。

譲受人の経営状況や農機具保有状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題はないと思われま

す。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○11番（田島啓司君） 11番、田島です。

1月の20日ですね、推進委員の佐久間さんと譲受人の さんの自宅へ行ったら、ちょっと田んぼで今作業してますよということで、たまたま場所をある程度わかっていたので行きましたら、一応今までも耕作してたんだけど、譲渡人が買ってくれないかというふうなことで、それを承諾したというようなことで今回の申請になったということです。何ら問題ないと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

1番について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定いたします。

次に、2番の水深地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。本案件は、売買による所有権移転で、必要添付

書類が整えられております。

譲渡人は高齢により耕作できないため、譲受人は隣接地を耕作しており、効率的に経営規模を拡大できるため、今回の申請となっております。

また、譲受人の経営状況や農機具保有状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題はないと思われまます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○11番（田島啓司君） 11番、田島です。

同じく1月20日に、推進委員の佐久間さんと譲受人の さん宅を訪れて、本人とお話を聞いたわけですが、この議案の2番と3番、譲渡人が同じわけですが、譲受人は2人に分かれておりますけれども、去年ですね、ちょっと物置を火災で焼きまして、出火原因が何か、台風か何かのときに、雨でコンバインのバッテリーのところに残っていたやつに、そこに雨垂れが落ちて、それでコンバインから火が出たような感じで、物置と機械類を全て焼きましたと。それで、新たに始めるもう年でもないのに離農したいというふうな、本人がそういうふうな話でございました。譲受人については何ら問題ないと思いますので、許可相当と判断してまいりました。よろしくお願ひしたいと思ひます。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

2番について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定いたします。

次に、3番の水深地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。本案件は、売買による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

譲渡人は経営規模縮小のため、譲受人は経営規模拡大のため、今回の申請となっております。

また、譲受人の経営状況や農機具保有状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題

はないと思われます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○11番（田島啓司君） 11番、田島です。

先ほどの2番の案件と譲渡人は同じでございます。譲受人の さんにつきましては、本業は電気工事業なんですけれども、もうそちらは、せがれたちに譲って名義が変わりまして、自分は農業を少しやりたいと。将来的にはもうちょっとふやして、会社として法人化にしようかなというふうな話をしておりました。そういうことですので、許可相当と判断してまいりました。よろしくお願ひしたいと思ひます。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

3番について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定いたします。

次に、4番の水深地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。本案件は、親子関係ですが、売買による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

譲渡人は労働力拡充のため、譲受人は経営規模拡大のため、今回の申請となっております。

また、譲受人の経営状況や農機具保有状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題はないと思われます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○11番（田島啓司君） 11番、田島です。

この案件については、ちょっと地区が違いますので、電話で譲渡人にお話を聞いたわけなんですけれども、この案件は、去年ですか、出た案件で、譲渡人は去年ここで売買、買ったわけなんですけれども、1年たつたないか、親子間で売買ってどういうことですかとかと

いろいろお聞きしたわけですがけれども、いろんなこと申してましたけれども、ちょっと地区担当としては、書類的なものが、事務局に確認したら、こういうことも、とりあえず書類的には、そのまま農地に使うんだったら大丈夫ですよということで、先のことはどういうふうな手続きになっていくのか、私もちょっと想像できないところがあるわけですがけれども、事務局の説明どおりで、書類も整っているようでございますので、皆様のご意見をお聞きしたいわけですがけれども、よろしくお願ひしたいと思います。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

○7番（遠井 勝君） 7番、遠井です。

今、担当農業委員さんのほうからご案内ありましたとおり、この何というか、
さんと
さんはどういう関係の方ですか。

（「親子関係」と言う人あり）

○7番（遠井 勝君） 親子ですか。この辺がちょっと私も何とも言えないんだけど、なぜ親子で、同居人で売買をするのか、年齢的なものが支障があるのか。これは、当然売買になりますと税金の関係もありますし、無償で賃貸とか、あるいは相続で済むものではないかと思うんだけど、その辺については、書類上のことがいいからといって、やっぱりそれはちゃんとした形で、知らないでやっているのか、それとも意識的にやっているのかについては調査する必要があるんじゃないでしょうか。

以上です。

○11番（田島啓司君） 11番、田島です。

本人は電話口では、体調を壊したのでというようなことを言っておりましたけれども、でも、体調を整えば、名義は変わっても私も手伝うんですよというようなことも話してました。だから、何のための売買なのかわからないんですけども、ちょっと理解できないんですけども、よろしくお願ひします。

○事務局（正能 光君） 事務局からもう少し説明申し上げますと、本人のほうからお伺いしたのは、普通ですと、親子間ですと売買というのは通常あり得ないなと思うんですけども、例えば相続とかということなんですけれども、この さんというのは娘です。もう一人、息子がいるらしいんですけども、これは家族の問題なんだろうけれども、息子には譲りたくない、そういう認識なんですよね。贈与にしますと、これ、私も細かいことわからないんですけども、後々の権利とか、相続でこの分も加味されてしまうのかなという、そう

いう心配があったかもしれませんが。ちょっとその辺わかりません。それで売買という形をとるということをお聞きしました。

それで、今後なんですけれども、娘と、本人と自分もやると、そういうことですので、権利は娘さんに移っても、耕作は引き続きやるということですので、そのまま了解をしたところでございます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） 何かほかにご意見ございませんか。

○7番（遠井 勝君） すいません。売買にして、売買と贈与の違いということなんだとしても、ちょっとその辺、何というんですかね、親子関係は変わらないんですよ。

（「変わらない」と言う人あり）

○7番（遠井 勝君） この娘さん、これは娘さんでっていうわけ。年齢はちょっとわからないんでしょうけれども、これをせがれにやりたくないから娘さんにやるということでも、これは親子関係は崩れないから、何か相続とはちょっと、相続させないためにということとは違うような気がするんですけれども、本人が承知してやるから、特別支障はないだろうと思うんですけれども、何かよくわからないこと。

○12番（野川良翁君） ちょっといいですか。生きてる間で売買しちゃうんだら、もうせがれの——兄弟か——意見は通らないと思うんですよ、遺留分ではなくなると思うんですけれども。

○7番（遠井 勝君） 年齢はどうなんですか、これは。

○12番（野川良翁君） 成人だから大丈夫なんでしょうね、多分。

○事務局（正能 光君） 娘さんは40歳です。本人は70歳ということですよ。

○12番（野川良翁君） 男の兄弟が俺も欲しいと言ったら、じゃあお金出してくれというふうには、幾らなら受け入れるというよりも。

（発言する人多数あり）

○事務局（正能 光君） これ、家族ですから、これは3人で、娘さんも入っているんですね。これは、自作地というと本人も入っちゃうんですよ。ただ、名義が変わるだけっていうんですかね。 さんの自作地でもあるし、 さんの自作地でもある、農地である。

（発言する人あり）

○会長（小倉和夫君） 何かほかにご意見ありましたら、どなたでも結構です。

○8番（栗原光夫君） 8番、栗原です。

この案件は、書類上の問題はないんでしょうね。

○事務局（正能 光君） ありません。引き続き耕作はしますということなんです。

○8番（栗原光夫君） はい、わかりました。はい、結構です。

○会長（小倉和夫君） ほかにございませんか。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

4番について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定いたします。

次に、5番の大越地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。本案件は、贈与による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

譲渡人は経営規模縮小のため、譲受人は経営規模拡大のため、今回の申請となっております。

また、譲受人の経営状況や農機具保有状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題はないと思われま

す。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○2番（江森 正君） 2番、江森です。

去る1月の20日、武正委員と調査の結果、譲渡人がちょっと病気のために耕作できないからということで、さんに買って欲しくないかということで、無償で差し上げたということに経過がなっております。何ら問題はないかなと思います。よろしく願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

5番について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定いたします。

次に、6番の北川辺地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。本案件は、売買による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

譲渡人は高齢で農業を継続することができないため、譲受人は経営規模拡大のため、今回の申請となっております。

譲受人の経営状況や農機具保有状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題はないと思われまます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員は私、13番、小倉なので、私のほうから補足説明をしたいと思ひます。

1月18日、高橋、細谷両推進委員さんとともに、譲受人の 宅を訪れて話を聞こうとしましたが、朝、寝ていたようで、我々の応答に答えがなかったわけですが、数時間後にたまたま高橋推進委員さんがこの さんとお会いしまして、状態確認をしてみました。農地につきましては、 さんがハスをつくっていたそうなんですけれども、そのハスというのがあんまりできがよくないかなと、ちょっと草が生えてるようなかなというわけなんですけれども、その隣がこの さんの農地でございまして、あんまり管理ができないんじや私に売ってくれないかということで話をもちかけたところ、じゃあ譲りましょうということで話ができたわけでございます。そういった話を高橋推進委員さんに聞きまして、別に問題はないのかなということになりました。皆様のご審議をよろしくお願い申し上げます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

6番について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定いたします。

次に、7番の原道地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。本案件は、売買による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

譲渡人は申請地が遠隔地で、長年、譲受人が耕作しており、この度所有権移転を希望するため、譲受人は申請地の隣地を耕作しており、効率的に経営規模拡大ができるため、今回の

申請となっております。

また、譲受人の経営状況や農機具保有状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題はないと思われまます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○15番（柳田 浩君） 15番、柳田です。

1月20日に担当の佐藤推進委員と2人で、現地にて譲受人 さんに立ち会いをいただきまして、内容を確認してまいりました。事務局からの説明もありましたが、譲受人は現地を所有し、これまで申請地と一体として耕作をしておりました。なお、このたび譲渡人の希望によりまして、売買するという事になったそうです。こうしたことから、許可することについて特に問題ないというふうと考えております。よろしくご審議をお願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

7番について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定いたします。



◎議案第3号の上程、説明、質疑、採決

○会長（小倉和夫君） 次に、議案第3号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」の1件を議題といたします。

初めに、1番の田ヶ谷地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。位置図13ページ及び土地利用計画図4-1をご覧ください。

本案件は、宅地進入路として拡幅する部分を転用するもので、必要添付書類が整えられております。

現地確認したところ、宅地進入路を拡幅し出入りしやすくするもので、現地の状況からもやむを得ないものと思われます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○5番（関口政司君） 5番、関口です。

1月の18日、坂本委員さんと渡辺推進委員さん3人で、
さん本人に聞き取り調査に行っていました。申請地は、自宅に入る道の拡幅ということでありました。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

1番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。



◎議案第4号の上程、説明、質疑、採決

○会長（小倉和夫君） 次に、議案第4号「農地法第5条の規定による許可を必要とする買受適格証明願について」の1件を議題といたします。

初めに、1番の高柳地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。位置図の14ページ及び土地利用計画図の5条、買受適格1をご覧ください。

この案件は、先ほど3条と同じ場所でございます、当該農地は加須市の差押物件で、加須市が入札による公告公売物件でございます。その入札要件として、買受適格者である証明は農地法5条の許可が必要であるため、申請者が適格者か否かを判断していただくもので、必要書類等が整えられております。

申請人は、本庄市に本店を置き不動産業を営んでおり、加須市においても建売住宅の実績

がある法人でございます。加須市の入札公売物件である農地を買い受け、建売住宅を建築する計画となっております。

提出書類等を確認したところ、特に問題はないと思われますので、ご審議のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○7番（遠井 勝君） 7番、遠井です。

これは、先ほど事務局の正能さんのほうからお話しあったとおりでございまして、物件は同じ物件に対して3条の許可申請と5条の申請でございまして、内容につきましては、書類上のことは何ら支障なく、許可相当として判断いたしてまいりました。よろしくご審議いただきたいと思ひます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

1番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。



◎議案第5号の上程、説明、質疑、採決

○会長（小倉和夫君） 次に、議案第5号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」の18件を議題といたします。

初めに、1番から4番までの大桑地区の案件について関連がありますので、一括して事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。番号1番から4番は、譲受人、譲渡人が同一で、且つ権利内容及び転用目的が同一でございまして、一括にてご説明いたします。

それでは、位置図15ページ及び土地利用計画図の5-1から5-4をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、太陽光発電施設を設置するもので、資金計画等、必要添付書類が整えられております。

また、4件とも経済産業省の設備認定通知の写しが添付されているほか、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、立地基準、一般基準上、やむを得ないものと思われま

す。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○4番（野口悦夫君） 4番、野口です。

1月18日、推進委員の野本さん、川島さんと3人で、申請者の さん宅を訪ね、また現地を見、話を伺ってまいりました。現地につきましては、自宅の周辺という形で、1番から4番ですね、4カ所でございますけれども、 さんに本件の申請の理由を伺いますと、長年の休耕地ですね、親が亡くなってから全然つくっておらず、太陽光発電を設置することにより所有地の有効活用を図るため、今回の申請に至ったとのこと。長年、休耕地のままであり、太陽光発電を設置することにより、自己所有地の有効活用を図るため、今回の申請に至ったとのこと。また、現地確認を行ったところ、申請地は の集落内に存在する農地であり、生産性の低い農地と思われることから、本申請については農地法の基準から判断しましても何ら問題なく、許可相当と判断してまいりました。ご審議のほどよろしくお願

いいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

まず、1番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、2番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、3番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(小倉和夫君) 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、4番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(小倉和夫君) 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、5番及び6番の大桑地区の案件につきまして関連がありますので、一括して事務局より説明をお願いします。

○事務局(正能 光君) ご説明いたします。番号の5番、6番は、譲受人、譲渡人が同一で、且つ転用内容、転用目的が同一でございますので、一括にてご説明いたします。

位置図の16ページ及び土地利用計画図の5-5、5-6をご覧ください。

本案件は、譲受人が賃貸借により土地を借り受け、太陽光発電施設を設置するもので、資金計画等、必要添付書類が整えられております。

また、2件とも経済産業省の設備認定通知の写しが添付されているほか、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、立地基準、一般基準上、やむを得ないものと思われま

す。

○会長(小倉和夫君) ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○4番(野口悦夫君) 4番、野口です。

やはり1月18日、推進委員の野本さん、川島さんと3人で、申請者 さん宅を訪ね、また現地を見てまいりました。 さんに本件の申請理由を伺いますと、長年の休耕地に太陽光発電を設置することにより自己所有地の有効活用を図るため、今回の申請に至ったとのこと。長年、休耕地のままであり、太陽光発電を設置することにより自己所有地の有効活用を図るため、今回の申請に至ったとのこと。また、現地確認を行ったところ、申請地は 集落内に存在する農地であり、生産性の低い農地と思われることから、本申請については、農地法の基準から判断しましても何ら問題なく、許可相当と判断してまいりました。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○会長(小倉和夫君) ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

(「なし」と言う人あり)

○会長(小倉和夫君) ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

まず、5番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(小倉和夫君) 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、6番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(小倉和夫君) 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、7番の大桑地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局(正能 光君) ご説明いたします。位置図の17ページ及び土地利用計画図の5-7をご覧ください。

本案件は、譲受人が賃貸借により土地を借り受け、太陽光発電施設を設置するもので、資金計画等、必要添付書類が整えられております。

また、経済産業省の設備認定通知の写しが添付されているほか、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、立地基準、一般基準上、やむを得ないものと思われま

す。

○会長(小倉和夫君) ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○4番(野口悦夫君) 4番、野口です。

やはり、前の案件と同じ1月18日、推進委員の野本さん、川島さんと3人で、申請者のさん宅を訪ね、本件の申請の理由を伺いますと、長年の休耕地に太陽光発電を設置することにより所有地の有効活用を図るため、今回の申請に至ったとのこと。長年、休耕地のままであり、太陽光発電を設置することにより自己所有地の有効活用を図るために、今回の申請に至ったとのこと。また、現地調査を行ったところ、の集落内に存在する農地であり、生産性の低い農地と思われることから、本件の申請については何ら問題なく、許可相当と判断してまいりました。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○会長(小倉和夫君) ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

(「なし」と言う人あり)

○会長(小倉和夫君) ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

7番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、8番の大桑地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。位置図の18ページ及び土地利用計画図5-8をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、建売住宅を建築するもので、資金計画等、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、協議中で許可の見込まれるものとのことでした。一般基準、立地基準上、やむを得ないものと思われま。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○4番（野口悦夫君） 4番、野口です。

1月18日、推進委員の野本さん、川島さんと3人で、申請者の さん宅を訪ね、現地を見てまいりました。 さんに本件の申請の理由を伺いますと、長年の休耕地で道路にも面しており、両隣が住宅であることから、所有地の有効活用を図るため、今回の申請に至ったとのこと。また、現地確認を行ったところ、申請地は の集落内に存在するものであり、生産性の低い農地と思われることから、本申請については農地法の基準から判断しても何ら問題なく、許可相当と判断してまいりました。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

8番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、9番の大桑地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。位置図の19ページ及び土地利用計画図の5-9をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、太陽光発電施設を設置するもので、資金計画等、必要添付書類が整えられています。

また、経済産業省の設備認定通知の写しが添付されているほか、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、立地基準、一般基準上、やむを得ないものと思われます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○4番（野口悦夫君） 4番、野口です。

やはり1月18日、推進委員の野本さん、川島さんと3人で、申請者の さん宅を訪ね、また現地を見てまいりました。この土地につきましては前、開発しておりましたけれども、数年前に開発されまして、困っていたところ、長年の休耕地になるわけでございますけれども、太陽光発電を設置することによるね、所有地の有効活用を図るため、今回の申請に至ったとのこと。また、長年、休耕地のままであり、太陽光発電を設置することにより、自己所有地の有効活用を図るため、今回の申請に至ったとのこと。また、現地確認を行ったところ、申請地は の集落内に存在する農地であり、生産性が低い農地と思われることから、本申請については農地法の基準から判断しましても何ら問題なく、許可相当と判断してまいりました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

9番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、10番の大桑地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。位置図の20ページ及び土地利用計画図の5-10をご覧ください。

本案件は、譲受人は売買により土地を取得し、建売住宅を建築するもので、資金計画等、必要添付書類が整えられています。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認

したところ、協議中で許可の見込まれるものとのことでした。一般基準、立地基準上、やむを得ないものと思われます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○4番（野口悦夫君） 4番、野口です。

やはり1月18日、推進委員の野本さん、川島さんと3人で、申請者の さん宅を訪ねました。 さんに本件の申請の理由を伺いますと、最近まで小麦を作付けしていましたが、近隣に小・中学校があり、また周辺も住宅が並んでいることから、集合住宅より建売住宅のほうが、需要が見込めると思い、今回の申請に至ったとのことでした。また、現地確認を行ったところ、申請地は の集落内に存在する農地であり、生産性の低い農地と思われることから、本申請については農地法の基準から判断しても何ら問題なく、許可相当と判断してまいりました。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

10番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、11番の水深地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。位置図の21ページ及び土地利用計画図5-11をご覧ください。

本案件は、譲受人が贈与により土地を取得し、自己用住宅敷を拡張するもので、資金計画等、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、拡張後は526.3㎡となりますが、土地利用計画及び現地の状況から、やむを得ないものと思われます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○11番（田島啓司君） 11番、田島です。

1月の20日ですね、推進委員の佐久間さんと譲渡人の さん宅にお伺いして、お話を聞いてまいりました。 さんとは親子関係で、申請の理由に書いてあるとおり、駐車スペースがちょっと狭いと、物置が足りないということで、贈与ということですので、何ら問題ないというふうなことで判断してまいりました。よろしくご審議をお願いしたいと思います。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

11番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、12番の水深地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。位置図の22ページ及び土地利用計画図の5-12をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、大学学生寮を建築するもので、その後、大学が借り受けることとなっております。資金計画等、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、協議中で許可の見込まれるものとのことでした。一般基準、立地基準上、やむを得ないものと思われま。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○11番（田島啓司君） 11番、田島です。

同じく1月の20日、推進委員の佐久間さんと譲渡人の さん宅で、本人からお話を聞いてまいりました。ずうっと長く管理はされていて草も生えてない、耕作放棄地ではないんですけども、この細く長くなっていて、ここにどういうふうに建てるんだろうというふうなあれで、公図を見ましたら、道路沿いは一応進入路みたいになっているような公図でございまして、周りの敷地に対しても建物に対しても問題ないかなというふうなことで、学

生寮ということですので、何ら問題ないんじゃないかなということ考えてまいりました。
ご審議のほどよろしくお願ひしたいと思います。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

12番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、13番の水深地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。位置図23ページ及び土地利用計画図5-13
をご覧ください。

本案件は、譲受人が使用貸借により土地を借り受け、自己用住宅を建築するもので、資金
計画等、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認
したところ、協議中で許可の見込まれるものとのことでした。一般基準、立地基準上、やむ
を得ないものと思われまます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査
の結果並びに補足説明をお願いします。

○11番（田島啓司君） 11番、田島です。

同じく1月20日ですね、推進委員の佐久間さんと 〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇
ん宅をお伺いして、お話を聞
いてまいりました。 〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇
さんですか、これはせがれさんで長男なのかな。今、同居している
んですけれども、去年の夏ごろからかな、一応仕事が自動車の整備業ということで、実家の
ほうに入りまして同居していたわけなんですけれども、一応手狭というようなことで、現地見ま
したら、搬入路ももう既に許可をとれるように杭をしまして、測量も済んでおるようござ
います。分地住宅というようなことで、許可相当と判断してまいりましたので、よろしくご
審議お願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

(「なし」と言う人あり)

○会長(小倉和夫君) ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

13番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(小倉和夫君) 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、14番の大越地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局(正能 光君) ご説明いたします。位置図の24ページをご覧ください。

本案件は、譲受人が使用貸借により土地を借り受け、農地改良するもので、印鑑証明等、必要添付書類が整えられております。

また、当該地は農用地でありますので、盛土をし、小麦を作付けするための農地改良で、期間は6ヶ月間の一時転用でございますので、やむを得ないものと思われま

す。

○会長(小倉和夫君) ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○2番(江森 正君) 2番、江森です。

この案件については、1月20日、武正委員と調査の結果、長らく用排水に苦労していたわけではありますが、それを改善して、埋め立てを、農地改良して小麦を作付けするということになったので、何ら問題はないかなと考えられます。よろしく願いいたします。

○会長(小倉和夫君) ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

(「なし」と言う人あり)

○会長(小倉和夫君) ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

14番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(小倉和夫君) 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、15番の志多見地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局(正能 光君) ご説明いたします。位置図の25ページ及び土地利用計画図の5-15をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、太陽光発電施設を設置するもので、資金計画等、必要添付書類が整えられております。

また、経済産業省の設備認定通知の写しが添付されているほか、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、立地基準、一般基準上、やむを得ないものと思われます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○14番（早川初男君） 14番の早川です。

この案件に対し、志多見土地改良区のほうに以前も申請が出てましたので、それを確認したところ、志多見土地改良区としては許可を下げてますので、何ら問題ないと思いますが、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

○7番（遠井 勝君） 7番、遠井ですけれども、この経済産業省の許可ということですが、ちょっと現況について確認したいんですが、所有者の さんは栃木県宇都宮市で、現況はどういうふうな形になって、耕作はしてたのか、してないのか、その辺を確認できればと思います。

○14番（早川初男君） これ、兄貴がいたんですけれども、その方が亡くなりまして、弟さんが贈与しまして、それで現地はずっと長年、耕作放棄地という感じでなっていました。

○7番（遠井 勝君） ああ、そうですか。ちょっと宇都宮の方がどうして、放棄していて、何か動きがあってやったのかどうか、現地確認とかというのはどういうふうな形で出したのか、あるいはここ、何ですか、建物図面の中だと、宅地がありますけれども、これは何か建てていたんですか。

○14番（早川初男君） 宅地の場合は住まいが建っていました。 さんは、亡くなるまではそこに住んでおったんでございます。

○7番（遠井 勝君） これは空き家になっていたということですか。

○14番（早川初男君） はい。それで、亡くなってから、ずっと空き家でなっていました。

○7番（遠井 勝君） はい、わかりました。

○事務局（正能 光君） 事務局なんですけれども、先ほど耕作放棄地というような話、申しましたけれども、事務局が見に行ったときには水稻の作付けがしてあったんですけれども…

…
(発言する人あり)

○事務局（正能 光君） ですから、農作物、多分つくってたんじゃないかなと思うんですけども。

○14番（早川初男君） 前は、この方が亡くなる前は、水田として近隣の人がつくっていたんですが、亡くなった後はもう、弟さんが譲り受けたもので、そのままもう放棄されてるという感じでしたね。

○7番（遠井 勝君） ちょっと大変恐縮ですけども、我々の何というか、役目というのは当然、譲渡人、譲受人から聞き取り調査、あるいは現地調査して、今、事務局の説明だと、作付けされてたということは、放棄地って何か食い違ってるようになっちゃうけれども、その辺はどっちが正しいのか、あるいは現地の農業委員さんが見て、事務局がちょっと勘違いしたのかどうか。

○事務局（正能 光君） うちのほうで現地確認に行ったのが年明け、1月7日の金曜日、現地確認へ行きました。

○7番（遠井 勝君） そうすると、水稻……

○事務局（正能 光君） ちゃんと株が、稲刈りした跡が……

○7番（遠井 勝君） 放棄地としてたんじゃないということがあって。

○事務局（正能 光君） 10日ですね。10日の金曜日です。ですから、適正に管理はされていたということですけども。

○7番（遠井 勝君） ということは何、ここは相続で さんが受けて、耕作は何か、早川委員さんの話だと、誰かに耕作を依頼していたということではなく。

○事務局（正能 光君） 誰がつくっているかわからないんですけども、確かに水稻は作付けされておりましたので、管理としては問題ないんです。

○会長（小倉和夫君） はい、どうぞ。

○推進委員（松本榮次郎君） 地元の推進委員の松本です。

この件については、私が1月17日に現状調査をさせていただきました。今、宅地という絵の中に入っていると思うんですけども、これは家が今建っています。たしか、地震で潰れて崩壊した家を建て替えて、まだ3年ぐらしかたっていません。ですから、まだ建っております。それで、841と843については、 さんが昨年まではやっていたということで聞いております。土地の売買があるんで土地を返してくれということで、私のほうで確認した中ではそういう、昨年までは管理がされているということになっております。

以上でございます。

○会長（小倉和夫君） ほかにご質疑、ご意見等ありましたらお願いします。

○8番（栗原光夫君） 8番、栗原です。

先ほどね、松本さん、また事務局の説明でありますと、去年は作付けをしたという説明で、そして農業委員さんの説明だと、耕作放棄地みたいなことを言っていましたけれども、ということは、すいませんけれども、ちゃんと確認のほうはどうかというふうに感じますけれども……

（「確認はしているということだね」と言う人あり）

○14番（早川初男君） 私のほうで、それは土地改良区のほうで確認したときには、もう3年ぐらい前からつくられてなかったんです。土地改良としても、いろいろ脱会金とか脱会届とか出たんで、それを、脱会金を納付されたもんですから、それで許可をしてるわけなんです。

○7番（遠井 勝君） 土地改良区の許可は何だ、土地改良法に基づくものなんでしょうけれども、今回、我々の中では転用許可の申請では、これは農業委員会の採決事項になっていましてけれども、土地改良区はあんまり関係ないんじゃないかと思うんだけど、事務局の見解どうなんでしょうか。

○事務局（小川修一君） 事務局です。

そうですね、農業委員さんについては、毎回、開催通知の中に現地確認、補足調査ということで、いつ、誰と行ったとか、どういう方と話して、どういうことを確認したかと、状況を確認したかというのは、確認を皆さんにさせていただいています。それがですね、もう一つのほうというのは、平成22年に農水省からの通達、通知がありまして、その中で農業委員会の適正な事務ということで、国のほうから全国に対して指導がありましたので、その辺を含めて、毎回、自分のところの地区担当の案件があるときには、現地を見て、また相手方に行くと。相手方の話を聞くことによって、その部分で事務局のほうでもいろいろ書類審査してますけれども、行っていただいて、見て、話を聞いて、それがまた許可、不許可の根拠になるというところがある重要な部分でございますので、その辺はこれからもですね、くれぐれもよろしく願いできればと。

先ほどの、今回のこの15番の案件ですね。それについて、早川委員さんから説明もあってですね、今後もそのような形で現地確認、状況調査について、よろしく願いできればというふうに考えています。

以上です。

○14番（早川初男君）　こういう関係なんですけれども、志多見地区の場合は、農業委員会も関連しますけれども、土地改良が許可出てきないと、農業委員会へかけられないんですよ。土地改良のほうで全部許可が出ないと……。

○7番（遠井 勝君）　ちょっとすみません。別に土地改良区が許可というか、我々の農業委員会の何というんですか、採決事項は転用許可を農業委員会の何というんですかね、規約の中で職務割り当てで、我々は農業委員の地区担当で任せられて、その案件が出たとき、許可相当かどうかというのは、現地を確認して、いろいろ地域の状況を見ながら、妥当か否かの判断するんで、ちょっと土地改良区が先、許可が出たから農業委員会が追認を出すということとは違うんだろうと思うんですよ。農業委員会は独自の形で、この農転の許可、3条、4条、5条がなされるんで、土地改良区での決裁を待ってということとは、ちょっと誤解してるような気がするんですけども。

　ちょっと、我々もちょっとこの間の、今回ちょっと関係ないんですけども、前回も私のほうでちょっと調査した結果、加須市のホームページに農業委員会の総会の議事録というのは一斉に流れてるんですね。そのときに、質問事項がちょっと自分の、こちらのほうに来まして、総会の議事の進行について参考にさせていただくという、ある人から質問がありまして、ちょっと事務局のほうと相談させていただいたんですが、農業委員さんのいわゆる役割、職務というのが、何ですか、我々が招集されるときに、我々の役目として、いつ、誰と、どこで、何を目的に、それに対してヒアリングを行い、現地調査を行って、そこで発表して、この審議会で各地域の農業委員さんと協議をしながら採決をやるという、基本的なことを余り逸脱しますと、何というんですかね、こういうふうに現地確認したのに、現地確認は農業委員さんで、事務局も当然現地を見ているんだけど、それが不一致だということになりますと、当然今、私が言っていることは、これ議事録に流れているわけなんで、その辺も、新しい年ですから、新しい今度は農業委員が改選するときにも、やっぱりるる規約のものはしっかりした形で、事務局のほうも統一した見解でお願いできればというふうに考えております。よろしくをお願いします。

○局長（細田 悟君）　事務局長の細田でございます。

　遠井委員さんのおっしゃるとおりでございます。先ほど小川次長からご説明させていただいたとおりでございます。それもご説明させていただいた内容なんですけれども

　それで、平成22年の12月に、「農業委員会の適正な事務実施について」というような

文書が国の農林水産省の経営局長から出ておりまして、これに基づいて、現在、加須市の農業委員会の職務といたしますか、この総会の審議は行われているというようなことでございます。この中で、農業委員会については、事実関係の確認をすることというのがございまして、正確に言っちゃると、まず書類の審査があって、書類の審査プラス必要に応じて農業委員会がみずから調査を行う、委員さんが調査を行うというふうな形での国のほうの指導がございました。

ただ、加須市の場合は、先ほど小川次長が説明いたしましたとおり、審議の正確さを担保するという目的で、現地調査を義務づけていると、実質。そういうような形をとらせていただいております。その関係で、毎回、招集をするときの通知の中に注意事項という形で入れさせていただいて、具体的に現地調査をやっていただくことと、それと総会でそれぞれの中身といたしますか、ご報告いただく内容を①から③まで具体的に挙げさせていただいているところでございます。ですので、あくまでも農業委員会としてはそのやり方で、今後も国のほうの指導が変わらない限り進めていく考えでございますので、そのような形でぜひお願いできればと考えているところでございます。ちょっと小川次長と言ってること同じなんですけれども、農業委員会の立場といたしましてはそのとおりでございます。

以上です。

○7番（遠井 勝君） 我々の農業委員としての、ちょっと余計な話ですけども、統一見解で、例えば現地調査の報告の仕方についてなんですけれども、やっぱり委員さんによってはいろんな方法でやってる部分はあるんでしょうけれども、裁定的なものが現地確認での内容については統一した見解でやらないと、例えばホームページを見ていろいろ研究してる人もいるんだろうと思うんです。そういう中で、やっぱり何ですか、曖昧な言い方とか、それは当然流れてきますから、非常に不信感をいただいたりすることがありますので、その辺というのは、やっぱり何というんですかね、改めてというか、ここで何というか、言い方を変えまして、統一した見解での農業委員会のあり方について徹底されたほうがいいと思いますので、ちょっとつけ加えさせていただきました。

○局長（細田 悟君） もう一言いいですか。

○会長（小倉和夫君） はい。

○局長（細田 悟君） 農業委員さんの、最初にですね、繰り返しになっちゃうんですけども、必ず農業委員さんと推進委員さんペアで、一緒に現地を見てくださいねという願いは、一番最初にしたかと思えます。そのお願いと、あと、土地改良区のかかわりなんですけれど

も、審査書類の中で、土地改良区の意見書を必ず添付してくださいという、そういうことになっております。土地改良区がどうのというわけではございません。意見書を必ず添付してください、書類審査の中でそれを必須としているということだけでございます。

以上です。

○7番（遠井 勝君） あと、すいません、余計な話で。土地改良区で決定してる——決定というか、そこで承認を得たから農業委員会が後でオーケーしますよということと違いますよね、それはね。

○局長（細田 悟君） はい、そういうことです。

○7番（遠井 勝君） そういうことですよね。

○局長（細田 悟君） そういうことです。

○会長（小倉和夫君） 最終的には、議長のほうから言いわけすると、早川委員さんには今後、農業委員会の、加須市の農業委員会のルールにのっとして、適正なる現地確認をしていただきたいと思っておりますけれども、早川さん、どうでしょうか。

○14番（早川初男君） はい、わかりました。

○会長（小倉和夫君） はい。では、そういうことで、本件につきましてご質疑、ご意見を聞かせていただきましたけれども、ほかにご質疑、ご意見がないようですので、採決いたします。

15番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、16番の鴻基地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。位置図の26ページ及び土地利用計画図の5-16をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、自己用住宅を建築するもので、資金計画等、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第1種農地と判断されますが、不許可の例外に該当し許可のできるもので、また、開発行為に関して市担当課に確認したところ、協議中で許可の見込まれるものとのことであり、一般基準、立地基準上、やむを得ないものと思われま。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査

の結果並びに補足説明をお願いします。

○9番（塩崎 博君） 9番、塩崎です。

1月19日に、江川推進委員さんと2名にて、現地にて譲渡人の さんからお話を聞いてまいりました。この土地は、以前より売りに出された土地でございまして、今回、買い受けて、そこに自分の住宅をつくりたいという人と話がまとまりまして、今回の申請になったわけでございます。周囲も住宅に囲まれておりまして、何ら問題ないのではないかとというふうに判断してまいりました。皆様のご審議よろしくお願いたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

16番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、17番の鴻荃地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。位置図の27ページ及び土地利用計画図5-17をご覧ください。

本案件は、譲受人が賃貸借により土地を借り受けて、太陽光発電施設を拡張するもので、資金計画等、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第1種農地と判断されますが、平成16年3月に雑種地に太陽光以外で農転され、その後、太陽光発電施設が設置されて、その既存太陽光発電施設の2分の1の面積の拡張となっております、一般基準、立地基準上、やむを得ないものと思われま。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○9番（塩崎 博君） 9番、塩崎です。

1月19日に、江川推進委員さんと2名にて、現地にて譲渡人の さん、並びに電話で譲受人の さんより話を聞いてまいりました。この土地は、平成16年に除外の申請をしまして、その許可があったわけでございますが、このときは、現在、雑種地になって

いる隣なんです、ここに さんが自分の住宅を建てようという計画をしておったんですが、都合により計画を中断したままで、転用の許可はとらないまま畑だったところ、今回の申請で、転用の申請が上がったわけでございます。そういうことでございまして、やむを得ないのかなというふうなことで判断してまいりました。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

○15番（柳田 浩君） ちょっと確認させてください。

○会長（小倉和夫君） はい。

○15番（柳田 浩君） 15番、柳田ですけれども、今の説明の中に、この申請地は宅地として許可が1回出てるというふうに聞こえたんですけれども、そういうことでよろしいのでしょうか。

○9番（塩崎 博君） いいえ、宅地の転用ではなく、除外までだったんですね。

○15番（柳田 浩君） 除外までだったんですか。

○9番（塩崎 博君） ええ。それで、宅地の転用ということで話を進めたのかと思ったんですが、住宅を建てる話が中断してしまいましたのでそのままになっていて、除外だけが済んでいて、まだ宅地には転用されてなかったということで、畑だったということでございます。

○事務局（正能 光君） 事務局のほうから、もう少し細かく申し上げますと、最初に太陽光発電施設の拡張というふうに申し上げました。そもそも太陽光というのは、ここは資材置場なので除外、それから転用されて、それが使い終わった後に太陽光が設置されたものです。それを拡張したいということですので、1種農地ということもありましたので、既存の半分まででしたらいいですよと、そういうルールでございますので、今、分筆をして2分の1の拡張で、そこに太陽光をやると。たまたま以前に除外までをして、その拡張するところですね、せがれさんが分家住宅をというんで除外までをしたと、そこまで、中途半端ですけれども、そこまで終わっていたと。ですから、地目は農地のままだったと、そういうことです。今回、そこに太陽光をやりたいということなんです。それで、2分の1まででしたら、既存2分の1まででしたらオーケーですよということでございます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） はい、どうぞ。

○推進委員（江川芳夫君） 地区の推進委員の江川でございます。

この案件につきましてはですね、塩崎委員さんがおっしゃるとおりなんです、これは騎西の役場時代に多分除外をしてね、青地ですから、除外をしないと管理できないということで、この最初の雑種地という部分について今、太陽光が設置されているわけね。今回、この説明見ますと、2分の1の面積で拡張ということで、実際除外をしたのはもっと広いんだと思うんですよ、この面積。その三角の、この図でいく申請地と被っているところまでが、もう事前に除外をしてあるという地域で間違いないと思うんですよ、その辺の確認。ですから、もう一回、除外を、当時16年にした除外地がまだ残っていると、開発をしないで、申請をしないで。まず1回目、ここは除外をして、実はビニールハウスを建てて、資材置場にした事実がございます。関連していました。その中で、マネキン人形をね、置いて、マネキンはね、それで、そこへストックをしたと、入れて資材を置いた、ビニールハウスでですね。そのときには除外までして、多分、わからないんですが、転用はしなかったのかなということで、この太陽光できたの、これいつだかわかりません、第1回目のね。今回は第2回目の太陽光で、また、さっき言ったように申請、三角の出っ張りのほうが、まだ除外地として残っているということなんで、いずれ出てくるんですかというような感じがするんですが、その辺いかがでしょうか。そういう確認がしたいということ。

2分の1というのは、ですから、今回できなかったということですよ。既存の太陽光発電の敷地の同じような面積があるから、今回はその半分だけの申請地、1950-14の一部と1950-2を足した面積が幾つだったか、293㎡というね、まだこのくらいの面積残っていると思うんですよ、除外地域の中に。ですから、これもそのうち出てくるのかなという気がするんですが、それでよろしいかどうかということです。よろしくお願いします。

○事務局（正能 光君） 事務局です。

計画としては、出てくるであろうと思います。ここですね、三角になっております。農振図を見ますと、既に白なんです、除外されているというのを確認しました。せがれさんが出るというところが1950-14、ここの一部じゃなかったのかなと思うんですけども、あと1950-2、これが資材置場の拡張ということで、小さい三角になったんですね。ここは除外はされてました、除外だけは。農転はされていません。

○推進委員（江川芳夫君） まだ残ってるでしょう、まだ除外されている農地は。

○事務局（正能 光君） いや、除外されている農地は残っていません。

○推進委員（江川芳夫君） あ、こここのところに。

○事務局（正能 光君） はい。全部白なんです、農振図を見ますと、この三角が。

- 推進委員（江川芳夫君） だから、それは除外なんでしょう。
- 事務局（正能 光君） 除外です。農転は残っています。
- 推進委員（江川芳夫君） あ、農転が……
- 事務局（正能 光君） 農転は残っています。ですから、それは恐らくその次が……
- 推進委員（江川芳夫君） あともう一回出てくるということでしょう。
- 事務局（正能 光君） そうということです。次で、全部ここは太陽光になると思われます。
- 推進委員（江川芳夫君） 2分の1というような知恵があるから、今回新しい、今、太陽光は今現状にありますね、これは2分の1の面積ならオーケーということなんですか。
- 事務局（正能 光君） そう、そういうことです。
- 推進委員（江川芳夫君） ですから、次回、来年かどうかわからないけれども、それは猶予が1年なのか、2年まで待たなくてできるのかわかりませんが、また来年出てくる可能性があるかと。
- 事務局（正能 光君） そうです。もう完了が出てくれば、もう次に使う、できますから。
- 推進委員（江川芳夫君） あ、できるんだ。
- 事務局（正能 光君） はい。
- 推進委員（江川芳夫君） それは、猶予期間はないんだ、できることになってる、経過期間はない。
- 事務局（正能 光君） ですから、もう間違いなく完了が出れば、終われば次が出てくると思います。
- 15番（柳田 浩君） ちょっと、私が言いたかったのは、何で除外が申請と違う転用がそんなに許可されちゃうの簡単に、ということだけを、転用、除外は目的があって認めるわけですね。目的以外の今度は転用するわけですね。太陽光、一般的にはそうだと思うんですよ。太陽光を許可したというのが、ほかの申請、除外をオーケーしておいて、太陽光を認めちゃったというところからもう来ちゃってるのかもしれないんですけども、どういうふうに整理したらいいんでしょうねということなんです。
- 事務局（正能 光君） 当初、資材置場で除外をして、農転を許可しました。
- 15番（柳田 浩君） 農転を許可したんだ、斜線の分は。
- 事務局（正能 光君） そうです。最初の基準の太陽光ですね。要するに、一番右側ですか。
- 15番（柳田 浩君） だから、最初の除外は何だったんだ、何が目的で除外をした……
- 事務局（正能 光君） 除外は資材置場です、資材置場。

- 15番（柳田 浩君） それはオーケーだね、資材置場は問題ない。
- 事務局（正能 光君） 資材置場、さらに農転も資材置場で、それオーケーになりました。
その後です。地目も雑地、もう農地以外変わってますから、目的がもう達成させれば、されればもう……
- 15番（柳田 浩君） 斜線部分がね。
- 推進委員（江川芳夫君） そのときにはビニールハウスがあったんだ、資材置場とビニールハウス。
- 事務局（正能 光君） はい。
- 15番（柳田 浩君） 今回、こういう三角の部分を、三角じゃないかもしれないけれども、今度は除外はとってあるけれども、今度はこれを何の目的だったけ、太陽光……
- 事務局（正能 光君） 太陽光の拡張ですね。
- 15番（柳田 浩君） 太陽光で許可しようと。
- 事務局（正能 光君） その除外が、分家住宅ですか、分家住宅で除外をされて、その後の追跡がそのまま……
- 15番（柳田 浩君） 分家になった、資材置き場になったでいいの、本当にとというのが。どこかで整理しないとわからなくなっちゃう。
- 7番（遠井 勝君） 今、柳田委員さんが言ったのは、いわゆる除外しておいて、そのときも転用しないで、そこに置いといても、それは……
（「追認したということですよ」と言う人あり）
- 7番（遠井 勝君） そういうしちゃうということかい、追認しちゃうということなの。
- 15番（柳田 浩君） 何でもオーケーか。
- 7番（遠井 勝君） さっき言った2分の1というのはどういうことを言ってる。
- 事務局（正能 光君） 2分の1というのは、既存の面積の半分は拡張できますよ、そういうことです。それは、1種農地の……
- 7番（遠井 勝君） とにかく白だからということ。
（「いや、青だから」と言う人あり）
- 事務局（正能 光君） 青はできないんですけれども、白であって、それは周辺部も第1種農地……
- 7番（遠井 勝君） ええ、1種農地。
- 事務局（正能 光君） 1種農地だから、その拡張は既存の2分の1ですよ、そういうルー

ルです。

(発言する人あり)

○事務局(正能 光君) ええ、先ほどの専用住宅の除外をそのままにしまして、そのままだったというのは、おっしゃるとおりです。

○推進委員(江川芳夫君) 柳田さん言ってるのは、除外の理由と転用の理由が違うでしょ、こういうことでしょうか、簡単に言うと。

○7番(遠井 勝君) すいません。除外というのは永久なんですかね。永久っていう言い方、既得権で、だから、いつまでもというのはない。

○事務局(小川修一君) すいません。柳田委員さんの言うことはよくわかります。青の目的、除外したのに、その青の目的が終わってないのに、何も手つけてないのに、また変わっちゃっていいんですかと。当初の農転目的で完了して、それで当初その目的で使っていたんだけど、社会経済状況が変わって、数年後に変わりましたと、それはしょうがないと思うんですね。

○15番(柳田 浩君) 除外後の農転申請がおくれちゃったんですね。

○会長(小倉和夫君) 結局、1回それで除外を受けていて、ほかにまた色をこういうふうに変えるというのは、原則としていろんな問題引き起こすので、結局、熊谷の例があるように、ああいう申し出あったことになると、面積は大小で関係なく、非常に難しいんで、今回は、今後は是正を求めて、きちんとした対応をするということで納得していただければありがたいと思います。いかがですか、そういう努力していただくということで。

○会長(小倉和夫君) はい。じゃ、そういうことで。

○局長(細田 悟君) 今回の件とはまた別にですね、この総会で決まったことですので、今後は重々、その決まった内容に従って審議のほうを進めてまいりたい、資料のほうの整理を進めてまいりたいと思います。よろしくをお願いします。

○会長(小倉和夫君) ほかにご質疑、ご意見等ありますか。

(「なし」と言う人あり)

○会長(小倉和夫君) ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

17番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(小倉和夫君) 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、18番の豊野地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。位置図の28ページ及び土地利用計画図の5-18をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、加須市道を拡幅改良工事し、完了後、拡幅部分は加須市へ寄附採納するもので、資金計画等、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、寄附を受ける旨の加須市の道路用地寄附事前結果通知の写しも添付されており、寄附を受けるということでございます。一般基準、立地基準上、やむを得ないものと思われま。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○1番（岡島敏雄君） 1番の岡島でございます。

1月の20日の日にですね、塚田推進委員と私の2名で、現地調査並びに聞き取りをしてまいりました。聞き取りについては、譲渡人の さんですか、伺いましてですね、聞いたところ、ここ正面はお寺のですね、 といましてですね、お寺がありまして、そこにお墓があると。各この地域のお墓なんです、法事等、掃除も同じなんです、マイクロバスが出たり入ったり、これ大変に、道の幅からしてですね、大変厳しいと、横からしか入ってこれないと、そんなお話のようでした。ですから、正面からも入れるようにということで、これだけ拡幅をしたいということで、この地域の地主の皆さんが一応許可を、オーケーという話になってございます。そんな中身から、今回の申請に至ったというようなお話でした。私が見た中では、許可相当かなと、このように思いますし、また今後、ここに当然車が入ることからすれば、今広げておかないと、今後もっと難しくなるのかな、このように思いますので、許可相当という判断をしてまいりました。皆さん、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

18番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

◇

◎議案第6号の上程、説明、質疑、採決

○会長（小倉和夫君） 次に、議案第6号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項に係る農用地利用集積計画（中間管理機構分）の決定について」を議題といたします。

この案件につきましては、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限の規定である「農業委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない。」に 推進委員が該当しますので、議事の間、退席をお願いいたします。

（ 推進委員退室）

○会長（小倉和夫君） それでは、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。農業経営基盤強化促進法第18条第1項に係る農用地利用集積計画（中間管理事業分）でございますが、今回ご審議いただきますのは、農地中間管理事業に基づき、農地中間管理機構への利用権設定案件でございます。新規分1,475筆、面積195万2,576㎡となっております。

この集積計画が本総会で決定されますと、市担当の農業振興課において告示の手続きが行われ、法的効力が発生するものでございます。ご審議のほどよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

議案第6号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項に係る農用地利用集積計画（中間管理機構分）の決定について」、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、承認することに決定いたします。

議案第6号の審議が終了しましたので、 推進委員の入室をお願いします。

（ 推進委員入室）

◇

◎議案第7号の上程、説明、質疑、採決

○会長（小倉和夫君） 次に、議案第7号「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に係る農用地利用配分計画の決定について」を議題といたします。

この案件については、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限の規定である「農業委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない。」に 委員、 推進委員と が該当しますので、議事の間、退席をいたします。

議事進行につきましては、野川職務代理にお願いしたいと思います。

（ 番 委員 推進委員、 番 委員退室）

○職務代理（野川良翁君） それでは、 にかわりまして議事進行を行いますので、よろしくお願ひいたします。

議案第7号「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に係る農用地利用配分計画の決定について」を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に係る農用地利用配分計画（案）につきまして、加須市長より意見を求められております。

配分計画につきましては、借受希望者の公募に応募した方に農地中間管理機構が借り受けた農地を再配分したものでございます。受けて、希望者への農用地の貸し付けが適当であるか、ご審議のほどよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○職務代理（野川良翁君） ただいま事務局より説明がありましたが、本件についてご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○職務代理（野川良翁君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

議案第7号「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に係る農用地利用配分計画の決定について」、原案のとおり同意することに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○職務代理（野川良翁君） 挙手全員でありますので、同意することに決定いたします。

議案第7号の審議が終了しましたので、 委員、 推進委員、 委員の入室をお願いします。

（ 番 委員 推進委員、 番 委員入室）

○職務代理（野川良翁君） それでは、議事進行を へ戻すことにいたします。



◎報告事項

○会長（小倉和夫君） 次に、報告事項について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） それでは、報告第1号から3号についてご説明いたします。

まず、報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出書について」でございますが、もう一つ訂正がございますので、申し上げます。報告の表の一番左の通し番号でございますが、事務処理上の番号が入ったままになっておりました。正しくは1番から8番までの通し番号が入ります。一番左側の番号、これが1から8までの通し番号が入ります。訂正をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたしたいと思います。

それでは、よろしいでしょうか。報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出書について」、相続に伴う権利移動の届出8件で、内容は資料のとおりでございます。

次に、報告第2号「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書について」でございますが、市街化区域内の農地転用届出11件で、内容は資料のとおりでございます。

最後に、報告第3号「農地法第18条第6項の規定による通知書について」でございますが、農地貸借の合意解約による届出63件で、内容は資料のとおりでございます。

以上で報告を終わります。

○会長（小倉和夫君） 以上で、本日の総会に上程しました議案は全て終了しました。

これにて議長の任をおり、進行を司会へお戻しします。

○局長（細田 悟君） 小倉会長には長時間にわたり議事の進行、ご苦労さまでございました。



◎閉会の宣告

○局長（細田 悟君） それでは、野川職務代理より閉会のご挨拶をお願いいたします。

○職務代理（野川良翁君） 本日はですね、お忙しい中、委員各位におかれましては長時間に
わたり慎重審議をいただき、ありがとうございました。

これもちまして、令和2年第1回加須市農業委員会総会を閉会といたします。

○局長（細田 悟君） ありがとうございました。

閉会 午後 4時25分



会議の顛末を記載してその相違ないことを証するため、ここに署名します。

令和2年1月27日

会 長 小 倉 和 夫

署名委員 野 口 悦 夫

署名委員 関 口 政 司